事　務　連　絡
令和６年３月

令和６年度舞台芸術等総合支援事業（国際芸術交流）助成金内定者　各位

独立行政法人日本芸術文化振興会
基金部芸術活動助成課

令和６年度舞台芸術等総合支援事業（国際芸術交流）助成金
交付内定通知書の送付及び今後の事務手続きについて

このたびは、同封しました「助成金交付内定通知書」のとおり令和６年度舞台芸術等総合支援事業（国際芸術交流）助成金の助成対象活動として内定しましたのでお知らせいたします。

今後は**「助成金事務手続きの手引」**に従って所定の期限までに必要な手続きを行っていただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

事業実施前の渡航国における危険情報のレベルや、来日する文化芸術団体の所在国に関する日本政府の入国制限の状況次第では、交付決定の取消を行う場合がありますのでご留意ください。

なお、当振興会内の文書の取扱い方針に従い、当基金部から発出する通知文書に公印の押印はいたしません。併せて、助成対象団体よりご提出いただく書類につきましても押印を必要といたしませんのでお知らせいたします。

【重要】令和５年度からの主な変更点

○「舞台芸術等総合支援事業（国際芸術交流支援）」は、令和６年度より「舞台芸術等総合支援事業（**国際芸術交流**）」に名称変更しました。助成金交付内定を受けた活動の広報物（ポスター・チラシ等）には新事業名を掲載していただく必要がありますのでご留意ください。

○ 書類提出先及びお問合せ先が下記の**事務局に変更**となりました。

【事務局連絡先】

〒101-0024　東京都千代田区神田和泉町 1-13　住友商事神田和泉町ビル 13F
近畿日本ツーリスト株式会社　公務営業支店内
舞台芸術等総合支援事業（国際芸術交流）事務局
ＴＥＬ：０５７０－０６４－５３６（平日 10:00～17:00）
E-mail：kokusaigeijutsu@gp.knt.co.jp

助成金交付内定通知書を受け取ったら。

通知書の確認と手引のダウンロード

助成金交付内定通知書の内容を確認してください。
また、以下のサイトにて「助成金事務手続きの手引」をダウンロードし、必要な事務手続きを確認してください。

【「助成金事務手続きの手引」ダウンロードサイト】（4/1 以降、順次公開予定）
日本芸術文化振興会トップページ ＞ 芸術文化振興基金 ＞ 助成対象活動について ＞ 内定された方【舞台芸術等総合支援事業（国際芸術交流）】
https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/grant/recipient/62878.html

交付申請書の提出

助成金の交付を受けるためには、交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。交付内定の内容を受諾した場合は、<u>令和６年 **６月２８日（金）**</u> までに「助成金交付申請書」を事務局に提出してください。

- ６月２８日までに開始する活動については、可能な限り活動を開始する２週間前までに（４月早々に開始する活動については速やかに）交付申請書を提出してください。
- 交付申請書の作成及び提出に当たっては、「助成金事務手続きの手引」を必ず参照してください（<u>**令和６年度は昨年度とは提出方法が異なります**</u>のでご注意ください）。
- 提出された交付申請書は、事務局にて内容を審査し、見直しなどを求める場合があります。予めご承知おきください。
- 助成金交付要望書の内容に変更が生じた場合は**「変更理由書」の提出が必要**ですので、必ず事務局までご連絡ください（詳しくは別紙をご参照ください）

提出された助成金交付申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきと認めた時は、助成金交付決定通知書を送付します。

- 交付内定を受けた活動については、交付決定の日付にかかわらず、令和６年４月１日から活動を開始し、必要な契約・支払等を行って差し支えありません。

ご不明点等がある場合は **事務局まで** お問合せください。

【重要】活動内容や対象経費に変更が生じたら。

変更理由書の提出

助成金交付申請書に記載した活動内容に変更が生じた場合は、

公演実施前に、変更が生じた都度、

必ず事務局に連絡のうえ、「変更理由書」（様式あり）を提出してください。

要望書及び申請書個表の「本活動の企画意図及び目標等」欄に記入された内容は審査の際の評価項目の一つであるため、原則として変更することはできません。

交付内定・交付決定の取消しや助成金の減額について

活動内容等の重大な変更が生じた場合や**助成対象経費が大幅な減額**となった場合などは、**交付内定又は交付決定の取消し**や、**助成金の減額**となることがありますので留意してください。

〇「企画意図及び目標等」やこれらに抵触する活動内容等の重大な変更が生じた場合
　→　交付内定又は交付決定の取消し

〇交付申請書において交付内定書と比べ助成対象経費の合計額が５０％を超える減額となった場合
　→　交付内定の取消し

〇実績報告書において交付申請書と比べ助成対象経費の合計額が５０％を超える減額となった場合
　→　交付決定の取消し、又は助成金の減額

〇実績報告書において交付申請書と比べ助成対象経費の合計額が２０％を超える減額となった場合
　→　助成金の減額

〇助成対象経費の合計額が交付決定額を下回る場合
　→　助成金の減額（助成対象経費の千円未満を切り捨てた額を助成金の額とする）

（助成対象経費の合計額が２０％を超える減額となった場合の助成金の額の再計算の方式）

$$\text{再計算による助成金の額} = \text{交付決定額} \times \frac{\text{変更承認申請時の助成対象経費}}{\text{交付申請時の助成対象経費}}$$

［変更理由書の提出が必要な事項］

〇団体に関する事項　：　住所、団体名、代表者氏名

〇活動内容に関する事項　：　活動名、実施時期・場所（配信等を含む）、内容（演目・曲目、あらすじ、主な出演者・スタッフ等）、共催者・共同制作者、参加するフェスティバル（海外公演のみ）、フェスティバルの参加団体（国際フェスティバルのみ）

〇収支予算に関する事項　：　助成対象経費（２０％を超える減額があった場合）

〇その他、大幅な変更が生じた事項

令和６年３月

令和６年度助成金内定者　各位

独立行政法人日本芸術文化振興会
基金部芸術活動助成課

助成対象活動の公演調査へのご協力について（依頼）

舞台芸術等総合支援事業（国際芸術交流）による助成対象活動については、活動の実施状況を確認するとともに、事後評価の充実をはじめ、今後の助成事業等に活かすため、特に日本国内で実施される活動（活動区分のうち「国際共同制作公演（国内公演）」及び「国際フェスティバル」の活動）を対象として、専門委員及び振興会職員等（プログラムディレクター、プログラムオフィサー及び文化芸術活動調査員を含む。）による公演調査を実施しております。

つきましては、広報用印刷物（公演チラシ等）及び公演調査実施のためのご案内状（招待申込用紙）をデータ媒体にて下記事務局までご送付くださいますようお願い申し上げます。ご案内状の手配が難しい場合は、お問い合わせください。

※席種にご配慮いただく必要はございません。また、飲食に係る引換券等はお受け取りできません。

記

○　送付数：**チラシ・案内状　各１点**

※やむを得ず紙媒体を郵送する場合は１２部をご郵送ください。

○　送付先：**下記の事務局宛**

※送付の際はメール件名又は封筒に、「助成対象活動招待状在中」等の文言とともに「舞台芸術等総合支援事業（国際芸術交流）」をご記載ください。

○　送付時期：**公演初日の１ヶ月前まで**　（調査者の日程調整に時間を要するためご協力をお願いします）

※ 申込の締切日を設定されている場合は、締切日の２週間前までにお送りください。
※ 専門委員等には事務局より送付します。

【事務局連絡先】

名　称	舞台芸術等総合支援事業（国際芸術交流）事務局
住　所	〒101-0024　東京都千代田区神田和泉町 1-13　住友商事神田和泉町ビル 13F 近畿日本ツーリスト株式会社　公務営業支店内
電話番号	０５７０－０６４－５３６（平日 10:00～17:00）
E-mail	sk-research@gp.knt.co.jp

※令和６年度舞台芸術等総合支援事業（国際芸術交流）の公演調査については、独立行政法人日本芸術文化振興会より業務委託を受けた上記事務局が窓口となります。公演調査に関してご不明点等ございましたら、上記事務局までご連絡ください。